

消滅説のディレンマ

A Dilemma for the Annihilation Account

木口さくら

Abstract

This paper argues that David Benatar's annihilation account faces a serious dilemma. I first outline two accounts of the harm of death: the *Deprivation account* and the *Annihilation account*. The former sees death as harmful due to the loss of future goods, while the latter views death as harmful not only because of the loss of future goods, but also because it annihilates the individual. I highlight a dilemma that the Annihilation account must face regarding whether intrinsic and extrinsic harms of death can be compared. Depending on the answer, the account encounters serious problems.

(1) 研究テーマ

現状、我々にとって自身の死は不可避なものである。そして、魂の不滅や死後の生を想定しない場合、死が「われわれの存在の絶対的かつ永久的な終焉」(Nagel 1979, p. 1[邦訳書: p. 1])であるという考えは自然なものである。この「死とは存在の終焉である」というテーゼは終焉テーゼ (termination thesis) と呼ばれ、次のように言い表せる。

終焉テーゼ：人は死ぬと、存在しなくなる¹。

本稿では、一貫してこの終焉テーゼを前提する。したがって、死者は死後、ただ存在しなくなるため、何かを感じたり、考えたりすることはない。

次に確認したいのは、我々の多くが自身の死を忌避していることである。たとえ死にいたる過程が安らかなものであるとしても、我々は通常死を恐れ、回避しようとする。死に対するこうした否定的態度が示しているのは、我々が死を、自身に害をもたらす悪い出来事だと捉えていることである。

しかし、終焉テーゼを前提するかぎり、死者は死の害によって、身体的・精神的苦痛を感じることはない。すると、死を自己の終焉として捉え、なおかつ死の害を認めるならば、死の害は苦痛のような経験される害とは異なるものであることになる。したがって、死の害は、害を被る主体が存在しない

にもかかわらず生じる害であり、その点で特異なものであるだろう。

本稿は、そうした死の害を説明する 2 つの哲学的立場として「剥奪説 (Deprivation account)」と「消滅説 (Annihilation account)」を取り上げる。本稿の目的は、一見説得的なものに見えるとしても、消滅説は深刻なディレンマに直面していることを明らかにすることである。

なお、本稿が消滅説に与える批判は、Timmerman (2021, ms.) においても部分的に指摘されているものであるが、本稿は、消滅説の理論的困難をより一般的なディレンマの形で示すことを目的とする。

(2) 研究の背景・先行研究

(2-1) 剥奪説

剥奪説は、現在、死の害の説明としてもっとも有力な立場である。剥奪説によれば、死の害とは、生きていれば得られたはずのさまざまな良いものが、死によって得られなくなることで生じる害である²。また、死によってどれだけの害を被ったかは、ある時点において死んでしまった場合と、その時点においても死ななかった場合とを比較し、死ななかった反事実的状况において得られたはずの福利から、現実に死んでしまった場合における福利を差し引くことによって算出される³。たとえば、今、私が突然死した場合、私が死によっていかなる良いものも得られなくなった状況と、死なずに生き続けた状況が比較される。このとき、もし私が生き続けた場合に得られる良いものがより大きいと言えるならば、私にとって死は害である。また、得られたはずの良いものが大きければ大きいほど、死の害は大きくなる⁴。

剥奪説は「反事実的比较説」とも呼ばれる立場であり、死の害を外在的な害 (extrinsic harm) として説明する。外在的な害には様々な種類のものが考えられるが、剥奪説が捉える害が外在的な害であるのは、それが、現実の状況と反事実的状况との比較によって理解されるような害だからである。他方で、標準的な剥奪説は、死が (比較によらずに) それ自体として害である (つまり、内在的な害 (intrinsic harm) である) ことは認めない⁵。

また、剥奪説に基づくならば、奪われる未来が長ければ長いほど、一般には死の害はより大きくなる。そのため、剥奪説によれば、より長い未来を生きることが予想される幼児の死の方が、一般的には、老人の死よりも害が大きくなる。この点は、幼児の死の方が一般に老人の死よりも痛ましいという我々の直観に合致する。他方で、剥奪説は、将来に良いものが得られる見込みがない人生においては、死は悪くないと主張する立場である。例えば、現代の医療技術において治療が不可能である難病の患者の人生を例に考える。

このとき、彼らが生きている限り絶え間ない苦痛に苦しみ、良いものが得られる見込みがないならば、死は彼らにとって悪いものではないことになる。

(2-2) 消滅説

デイヴィッド・ベネターが擁護する消滅説 (Annihilation account) によれば、死は、当人から未来に得られたはずの良いことを奪うだけでなく、「死ぬ当人を消滅させる」というさらなる悪をもたらす (Benatar 2017, pp. 102–111)。ベネターによれば、自己の消滅とは、主体の心理的連続性 (psychological continuity) が断絶させられることである (ibid.)。つまり、死による消滅は、自分自身が自分自身として存続していく (生き続ける) ことを不可能にする。ベネターはこうした自己の消滅を引き起こす死は、それ自体として内在的な害であると論じる。すなわち消滅説は、死の害には、良いことが剥奪される害だけでなく、自己の存続を断絶させられるという内在的な害があると論じるのである (ibid.)。トラヴィス・ティーマーはベネターの消滅説を、以下のように定式化している (Timmerman 2021, ms., p. 4)。

消滅説：死の害は死による剥奪の悪と、死ぬ当人の消滅という内在的な害との両方によって決定される。

留意すべきは、消滅説は存在の消滅の害を認める一方で、必ず剥奪の悪と併せて死の害を説明せねばならないことである。なぜなら、もし仮に消滅の害しか認めないならば、我々は人生のどの時点で死を迎えたとしても死の悪さは変わらないという帰結が導かれてしまうからである。つまり、若くして死ぬことの方が寿命を迎えて死ぬよりも悪いと言えなくなってしまうのだ。したがって、消滅説は消滅の害だけでなく、剥奪の害も認めねばならない。

ベネターは、(このように剥奪の害と消滅の害の二つの害を認める) 消滅説が、剥奪説では捉えられない死の害を説明することができるという理由から、消滅説を擁護している。ベネターは、生き続けた場合に一定の良いものを得られる見込みがない場合であっても、我々は自身の死を疎み、あわよくば生き続けたいと願うことがあると論じる (Benatar 2017, pp. 102–107)。しかし先に述べたように、剥奪説は、死が苦痛からの解放でありうる状況においては、死を疎むべきではないと論じなければならない。つまり剥奪説は、こうした生き続けたいという願いを不合理なものとみなすことになる。しかし、ベネターによれば、死が消滅の害を含むことを認めるならば、我々はこうした願いが合理的であることを認めることができる。加えてベネターによれば、

仮に生き続けた場合に良いものを得られる見込みがなくとも、死が当人にとって悪いということは、当人だけでなく周囲の人にも広く認められていると論じている (ibid., pp. 108–109)。ベネターによれば、病に苦しむ患者が臨終を迎えるときに、周囲の人々が彼の死を苦痛からの解放として祝福することとは非常に稀であり、大抵の場合、やはり彼の死を悼み、嘆き悲しむ。これは我々が、死を迎えた患者にとって剥奪の害とは独立した死の害があること認めているということであり、そうした死の悪さを理解可能なものだと認めるためには、消滅説を認めるべきなのである。

以上のようにベネターは、仮に未来において良いものが得られる見込みがなくとも死が害であることを説明できるという理由から、消滅説を擁護している⁶。ベネターが指摘するこの点は、我々にとっても一定の説得力があり、消滅説が魅力的な説であることを示すものだと言えるだろう。

(3) 筆者の主張

(3-1) 消滅の害をめぐる比較の問題

本節では、消滅説の中心的主張、すなわち消滅を死の内在的な害とみなすことこそが、問題を引き起こすことを指摘する。

ここで注目したいのは、消滅説が剥奪説の立場を維持しつつ、剥奪の害に加えて消滅による内在的な害を認めていることである。こうした立場をとる以上、消滅説は、消滅それ自体に含まれる害が、剥奪説が説明する害とどのように関係するのかを説明する必要があるだろう。しかし、その関係を明確にしようとする、消滅説が大きな困難を抱えていることが明らかになる。

そのことを示すために、例を考えよう。たとえば、私が現在治療不能な重い病気を患っており、生き続ければ今後もずっと苦しみ続けるとする。ここで消滅説を採用した場合、死を迎えたときに生じる消滅の害と、生き続けたときに生じる他の内在的な害（この場合には苦痛）の関係については、理論的に二つの選択肢がある。一つは、消滅による内在的な害は、生き続けることにより生じる内在的な害（現在の場合は苦痛の害）と「比較可能である」とする選択肢である⁷。もう一つは、他の内在的な害（苦痛の害）と、消滅することによる内在的な害は全く「比較不可能である」とする選択肢である。

私の考えでは、消滅説はこの二つの選択肢の間でディレンマを抱えることになる。すなわち消滅説はどちらかの選択肢を選ばざるを得ないが、この二つのどちらの選択肢を選んだとしても大きな問題が生じるのである。

(3-2) 消滅の害が比較不可能である場合

まず、比較が不可能だと考えた場合の問題から指摘しよう。消滅の害と生き続けた場合の苦痛が比較できないと考えることから生じる問題は二つある。

ひとつめは、ベネターが別の箇所論じる、自殺の合理性の議論と矛盾するという問題である。ベネターは、死は深刻な消滅の害をもたらすが、生き続けることがあまりに大きな苦しみを生む場合には、死を選ぶことは合理的だと述べている (ibid. p. 164)。このベネターの主張に従えば、先の例の私が死を選択することは、合理的でありうるはずである (さらに言えば、ベネターだけでなく一般に、こうした可能性は認められうるように思われる)。しかし、ベネターがこうした主張をするためには、生き続けた場合に被る害が、消滅の害よりも大きいと言える (すなわち比較可能である) ことを前提しなければならない。だが、消滅の害と他の内在的な害が比較不可能である場合、ベネターは自殺の合理性をもはや主張できなくなる。なぜなら、両者の比較が不可能である (どちらの害が大きいとも小さいとも言えない) 場合、どちらか一方の選択肢を選ぶことがより合理的であるとは言えなくなるからである。したがって、両者が一切比較不可能であるならば、そもそも自殺が合理的な選択肢であることを一切認められない。これがひとつめの問題点であるが、もうひとつの問題はさらに一般的かつ深刻である。

ふたつめの問題を理解するためには、耐え難い苦痛の害と、消滅の害のいずれを選ぶか、というような困難な選択ではない状況を考えるほうがわかりやすい。消滅の害が他の内在的な害と比較不可能であるということは、害の大小にかかわらず、いかなる内在的な害とも比較できないことを意味している。たとえば、私がこのまま生き続けると、明日小指をぶつけることになるでしょう。この場合、通常私は、こうした小さな害と消滅の害のどちらを避けるべきかが、全くわからないなどとは考えない。私はごく自然に、こうした小さな害は、死による消滅に比べれば瑣末なことであり、むしろ死を避けるべきことが自明であると考えよう。しかし、もし消滅の害が、他の内在的な害と比較不可能であると認めてしまうならば、こうした判断は合理的なものではなくなる。なぜなら、消滅の害は、小指をぶつけることの害より大きいとも小さいとも言えないものであり、どちらがより良いとも判断できないものとなるからである。したがって、こうした状況において、どちらかを選択することには根拠はなく、むしろ、その選択はサイコロを振って選んでも構わないような問題になる。

こうした帰結を導く消滅説は、我々が実践の場において死の害を考えるさいに、我々の合理的評価を可能にする死の害の説明ではありえない。つまり、消滅の害と他の害を比較不可能だとする消滅説は、我々が死の害と、他のさ

まざまな内在的な害とを全体として評価し、生き続けるか否かを合理的に決めることをおよそ不可能にするという意味で、実践的に破綻したものなのである⁸。こうした理由から私は、消滅説は、消滅の害が人生に含まれる他の内在的な害と比較不可能であるとする道を取ることができないと考える。

(3-3)消滅の害が比較可能である場合

次に、消滅の害が他の内在的な害と比較可能であるとした場合の問題を検討する。これは、先の例を用いるならば、消滅の害と苦痛による害の大きさを比較することができることを認めるということである。この場合に生じる問題とは、そもそも剥奪説が認める害に加えて消滅の害を認める必要がなくなることである。このことも再び、先の具体例を使って説明する。

消滅説に基づくならば、重病の私は、生き続けるならば耐え難い苦しみという害を被り、一方で死ぬことを選択すれば消滅の害を被る。消滅の害が人生に含まれる他の内在的な害と比較できる場合、私は両者の害を比べたうえで、生き続けるか死ぬかを合理的に選択できる。したがって、この場合は、害が比較不可能だとした場合の二つの問題は生じない。

しかし、ここで別の問題が生じる。それは、そもそも消滅説を採用せずとも、剥奪説さえ採用すれば十分であることになってしまうという問題である。

ベネターは、死によって当人の心理的連続性が損なわれることの害を消滅の害とし、これを剥奪説では説明できない特殊な害だとすることで、消滅説を擁護した。しかし、消滅の害が、心理的連続性が損なわれることの害であり、その害が人生に含まれる内在的な害と比較可能なものであるならば、そもそも消滅の害を特別な害として措定する理由はなくなる。なぜならその場合には、その害は剥奪説によって問題なく説明できるためである。

こうした害を剥奪説で説明するためには、次の前提を認めるだけでよい。それは、心理的連続性の持続が、それだけで（何らかの別の良いものをもたらすかどうかに関係なく）当人にとって良いことであるという前提である。実際、ベネターは心理的連続性の断絶を害だと考えているのだから、この前提を拒否できないだろう。しかし、この前提を認めるならば死の害は、標準的な剥奪説が説明するような、単に未来に得られたはずの良いものを奪う害だけでなく、生き続けたならば保たれたはずの心理的連続性をも「奪う」害だと主張することができる⁹。さらにこの剥奪説は、仮に生き続けることが苦痛を伴う場合であっても、生を失うことにはどこか悪いところがある（心理的連続性を失うことの悪さを含む）という、ベネターが消滅説を擁護する際に訴えた主張を部分的に認めることができる¹⁰。

以上のように、剥奪説によって、消滅の害という固有の害を認めずとも消滅説の主張したいことが認められるのであれば、もはや消滅説の立場を取ることのメリットは大きく失われるだろう。

(4) 今後の展望

以上の議論から本稿では、ベネターの擁護する消滅説は大きな問題を含むことを指摘した。すなわち、消滅説は消滅の害と他の内在的な害との間で比較の問題をめぐるディレンマを生じさせ、剥奪説との関係に困難を抱えることを主張した。しかし他方で、仮に生き続けることが大きな苦痛を含むとしても、死にはひどく悪いことが含まれるというベネターの直観が強力なものであること自体は否定できない。すると、課題となるのは、こうした死それ自体に含まれる「悪さ」を、消滅説に依拠せずに理解できるか、という問題である。この点について検討することが、今後取り組むべき課題である。

注

- 1 終焉テーゼの定式化は Feldman (2000)による。
- 2 本稿で論じる剥奪説は、ベン・ブラッドリーが定式化した DMP (Difference-Making Principle)に依拠する (Bradley 2009, p. 50)。
- 3 終焉テーゼを前提するかぎり、死を迎えた場合、その後の時点において当人の福利 (well-being) は値を持たないか、常に 0 であると考えられる。
- 4 また、剥奪の害は、苦痛などの害とは異なり、たとえ当人が気づかなくとも被りうる害である。終焉テーゼを認めるかぎり死者が死の害に気づくことはないが、そうした場合でも剥奪説は死の害を説明することが可能である。
- 5 これに対し、以下で説明する消滅説は、死は剥奪説の言う意味での外在的な害をもたらすだけでなく、内在的な害ももたらすと認める立場である。
- 6 さらにベネターは自身の理論的目的からも消滅説を擁護している。ベネターは、「反出生主義 (anti-natalism)」と呼ばれる、「我々は子供をつくるべきではない」という道徳的主張を擁護する立場に立つが、この立場を擁護する主要な議論に、我々の人生の質が著しく低いことを示そうとする「生の質 (QOL) に基づく議論」がある (Benatar 2006, ch. 3)。しかし、この議論からは、存在しないこと (死ぬこと) の望ましさを主張する「死亡促進主義 (pro-mortalism)」が導きかれかねないことが指摘されてきた。これに対しベネターは、死は非常に大きな内在的な害を含むために、自ら死を選ぶこ

とが必ずしも合理的ではないと応答する (ibid.)。すなわち、ベネターにとって消滅説を主張することは、反出生主義から死亡促進主義が導かれないことを示すという、ベネター自身の目的のために要請されるものでもある。

7 Benatar (2017)を参照するかぎりベネターは、消滅の害は他の害と比較可能であると考えているように見える。というのもベネターは、以下でも指摘するように、自殺が合理的でありうる可能性を認めているのだ (p. 107)。

しかし一方でベネターは、消滅の害を剥奪の害に組み込まず、独立した内在的な害とみなすことから、消滅の害は本来的には比較不可能なものだと考えている可能性も否定できない。しかし、ベネターがどちらを本当に信じているかどうかにかかわらず問題があることを示すことが本稿での目標である。

8 もちろん、我々自身がそうした選択をせざるを得ない状況に置かれたとき、苦渋の決断を迫られ、選択を運任せにしたくなることもあるだろう。しかしこのことは、消滅の害と他の害を比較不可能だとする根拠としては弱い。なぜなら、こうした状況が示すのは、単に「死の害と、生き続けることの害の比較が難しい場合がある」ということだけであり、「あらゆる場合に比較ができない」ことを示すわけではないからである。

9 このような剥奪説は、元々ネーゲルによって擁護された剥奪説の主張に近いものだと考えられる。ネーゲルは、死によって剥奪されるものは「幸福の条件であると同時に不幸の条件でもある」(Nagel 1979, p. 2[邦訳書: p. 2]) ような、生きることそれ自体の価値であると主張するからである。

10 ただし、この剥奪説は、「死が苦痛からの解放でありうる状況においても、死を疎むことは合理的である」ということを一般的に保証するものにはならない。とはいえ、実際にはベネターの消滅説も(害が比較可能であることを認める限り)このことを一般的に保証できないため、このことは剥奪説に固有のデメリットではない。

(5) 参考文献

Benatar, David. 2006. *Better Never to Have Been: The Harm of Coming into Existence*. New York: Oxford University Press.

[小島和男、田村宜義訳『生まれてこないほうが良かった——存在してしまうことの害悪』、すずさわ書店、2024年。]

Benatar, David. 2017. *The Human Predicament: A Candid Guide to Life's Biggest Questions*. New York: Oxford University Press.

Feldman, Fred. 2000. “The Termination Thesis.” *Midwest Studies in Philosophy*, 24, pp. 98–115.

Nagel, Thomas. 1979. *Mortal Questions*. New York: Cambridge University Press. [永井均訳「死」『新装版 コウモリであるとはどのようなことか』、勁草書房、2023年。]

Timmerman, Travis. 2021, ms.. “Annihilation Isn’t Bad For You.”

(日本大学)